

平成19年第16回教育委員会記録

平成19年9月27日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年9月27日(木) 午後4時32分～午後5時04分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎
庶務課長 井口 順司 教育人事企画長 種村 明頼
教育改革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一
学務課長 渡辺 幸一 社会教育スポーツ課長 森田 師郎
科学館長 渡邊 昇 郷土博物館長 菱山 栄二
済美教育一長 根本 信司 済美教育一統括指導主事 坂田 篤
中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 「教育基本条例等に関する提言」について

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
報告事項	
(1) 「教育基本条例等に関する提言」について・・・・・・・・	4
選 任	
杉並区教育委員会委員長の選任について・・・・・・・・	11
杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について・・・・・・・・	11

委員長 ただいまから第16回の教育委員会定例会を開催いたします。

議会開催中で皆様方お忙しいと思いますけど、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり報告が1件と、委員長及び委員長職務代理者の選任となっております。

では、日程第1、報告事項の聴取に入ります。「『教育基本条例等に関する提言』について」のご説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

この提言につきましては、「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」よりいただいたものでございます。懇談会については、昨年10月27日に小松郁夫国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長を会長とする、13名の委員により設置いたしました。懇談会設置の目的は、これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして、条例、宣言、憲章などについて検討するためであり、基本条例等にかかる事項について検討し、その結果を教育委員会へ報告するものとしておりました。懇談会では昨年10月以来8回に及ぶ会議の議論を経て、検討のまとめとして9月19日に提言書を提出していただいたものでございます。

提言について概要を説明させていただきます。初めに提言書の全体構成でございますが、お配りしています提言書の目次のとおりでございます。1として規定形式等について、条例、憲章、宣言のいずれが適切か。2として条例構成について。3として条例前文の内容。4として本文について。最後におわりということで意見をまとめているところでございます。

本文の方の資料をご覧くださいと思います。はじめに、1の規定形式でございますけれども、4ページ、5ページをご覧くださいと思います。条例、憲章、宣言の特徴や長所・課題等について比較検討した結果、行政機関や区議会等に対して、拘束力を持たせることができることや、行政の施策や取り組みについて区民が評価できる規定を盛り込むことができるなどの条例の長所を重視し、また条例でも区民の自主性・主体性を尊重し、促すことはできることから「形式については条例にすべきである」としております。

次に条例の構成でございます。条例構成については5ページの方でございます。一般的な条例のように義務や使命を示して拘束力を持たせて区民をしるものではなく、憲章・宣言的な理念を表す性格をもたせたいとの趣旨から、条例に前文を付し、そこに杉並区が目指す「教育立区」を支える基本となる考えを表すことが適当であるとしております。

続きまして前文でございます。こちらも5ページの後段の方になってまいりますけれども、5

ページから7ページに記載をされているところがございます。概要をかいつまんでご説明いたしますと、「人づくり」の対象は子どもだけでなく、大人も含めたすべての区民といえること。

「人づくり」の目的はそれぞれの人の個性や特性に応じて、その人間性と社会性を育み、徳性・知性・体力を磨き、「生きる力」を育むことであることを前提的な考え方として、「人づくり」という視点から今日の社会状況を、これまで連綿として貫いてきた人間を大切にしたい人材育成という伝統の基盤が揺らいできていること、また自己中心的な生き方をする人が多くなってきたことなどと捉え、これに警鐘を鳴らしまして、私たち大人がまず胸を張って自らの生き方を次世代に示す。一人ひとりを大切にしながら互いに育ち、育てられる関係を地域のあちらこちらに作ることを今日の社会に求められているとしております。

そして「人づくり」については、教育の普遍性ととも長い歴史の中で培った伝統精神文化、時代性を踏まえて、「人づくり」を地域ぐるみで進める意思を強めること。また、人はそれぞれに祖先から資質を引き継ぎ、時代背景を背負いながら社会的な要素が折り重なる中で、ただ一人のかけがえのない存在になっている中で、社会の調和をもたらすための普遍的な力が必要だが、その力が弱まっており、地域を挙げて高めなければならないとしております。

このような考え方のもとに、人づくりにおいて大切なことは、1つ目として「人間として生まれてきたこと」を大切にすること、2つ目として「人間性を発揮すること」を大切にすること、3つ目として「社会性を発揮すること」を大切にすることの3つを挙げて、こうした内容で前文をわかりやすい表現で記述することとしております。

続きまして本文でございます。本文につきましては、この提言の概要書の3ページの方に全体の概要が載っています。こちらの方がわかりやすいかと思っておりますので、お開きをいただければと思います。

まず(1)の「目的」でございますが、教育（人づくり）に必要なことを明らかにし、教育に支援を惜しまない地域づくりを進めるといった趣旨で記述することとしております。

次に(2)の「大切にしたい考え方」ですが、ここは基本理念的なところですが、「人として育てる」。これについては自立心と公共心をバランスよくしっかりと伸ばす。2つ目として「家庭で育てる」。これについては家庭を人として生きる基礎となる資質や能力を育てる場とする。3つ目として「みんなで育ち育てられる」。「共育」の関係を地域のあちらこちらにつくる。この3つを挙げております。

次に(3)の「各主体ごとの役割と責務」ですが、ここは「家庭」、「地域」、「行政・教育機関」のそれぞれの主体の役割と責務を述べております。1つ目として「家庭」ですが、教育の原点は家庭。各家庭で成長過程に応じた教育（人づくり）を行うように努める。2つ目として「地

域」。子どもは地域の宝。地域ぐるみで教育（人づくり）を進めるよう努める。3つ目として「行政・教育機関」。こちらについては、教育（人づくり）の観点をもってすべての分野の施策を推進する。これらをそれぞれの役割と責務としているところでございます。

次に(4)の「人づくりに関する行政の基本」ですが、記載9項目を行政による基本的な取り組み項目として挙げております。また、これは教育と制度、あえて「人づくり」としてしておりますが、教育行政というと教育委員会の取り組みなどの狭義にとられる心配があることから、あえて「人づくり」として、区における「人づくり」の行政の基本を明らかにしております。それぞれの項目の説明を省略いたしますが、①とあります「中長期目標と行動計画の策定」、それから②の「施策の評価と効果検証」、⑨の「行政機関相互の連携」、これらによりまして行政による取り組みの責務と実効性を担保にしようとしていること、ここがまさに条例としたことの原因とも重なる部分でございます。

また⑧に「郷土愛を育む施策の充実」というのを挙げておりますけれども、地域の中で「共育」や「協働」の推進をしていくためには、それぞれの地域や杉並の歴史や文化、伝統を知り、地域への誇りの気持ちや愛郷心を育むことが大切だとして、区立小・中学校で一定時間、地域や杉並のことを学ぶ授業時間を確保することとしているのが特徴的なところかと思えます。

それから提言の本文の方で、最後に「おわりに」というのがございます。こちらの方は14ページでございます。ここでは最後に条例の名称について付言ということで、議論の中では教育という言葉は言い換えれば「人づくり」であり、この提言の中でも、2つの言葉を同義語として扱ったところも少なくなかったこと、また教育基本法の改正過程などを見ていると、「教育」という言葉であるがゆえのさまざまな議論が、今後想定されることなどから、条例名称は「人づくり条例」とすることも一案であるとしているところでございます。

以上が懇談会提言の概要でございます。

最後に、提言書の上に載せております1枚の資料の方をご覧いただければと思います。下の方に2として、「今後の進め方」ということで書いてあるところでございます。

まず今後につきましては、この提言書を踏まえた条例案作成に区として取りかかってまいります。その上で、区が策定した条例案についての区民意見等を提出していただいた上で、現時点では来年2月の区議会定例会に条例案を提出するよう準備を進めてまいりたいと予定しておりますが、提言書の提出が当初5月ということを目処としておりましたけれども、9月にいただいたということ、またその内容が今後の本区の教育政策にかかわる重要な内容を含んでおりますので、時期にはあまりとらわれず、教育委員会でも十分議論をいただいた上で手続を進めることが肝要であろうと考えているところでございます。

提言の報告につきましてのご説明は以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。では、ただ今のご報告にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大藏委員 この13ページの⑧、「郷土愛を育む施策の充実」というのを中心にして新聞に出っていましたね。

庶務課長 はい。

大藏委員 これはどうしてあんなに早く出たんですか。

庶務課長 早くと申しますと。

大藏委員 教育委員会に報告書が出るわけでしょう。それから区議会の文教委員会にこれを報告するわけでしょう。そして条例にするということは、区長部局の方で調整をして出すわけでしょう、最終的に。

庶務課長 はい。この提言書をいただいたのが9月19日でございます。その段階でそれぞれの教育委員、それから関連する区議会の文教委員会の皆様にはこれを直ちにご送付し、こういうものをいただいたということをお知らせした次第でございます。それを踏まえて広く一般にも公表させていただいて、正式な教育委員会の場でのご報告は本日という形にさせていただいたという次第でございます。

大藏委員 いつも大体その手続ですか。教育委員会に報告する前にもう広報してしまうということですか。

庶務課長 これについては、対応は様々あるかと思えます。ただこの内容は重要な内容であることと、それからちょうどたまたま区議会とも重なっていたということがございます。区議会の中でもこういったことをご質問したいというお話もいただいておりますので、正式には9月19日にいただいたわけでございますので、その日をもって提言を受けたという形の中で、その後の手続を進めさせていただいているところでございます。

大藏委員 新聞に出たのは記者会見をしたんですか。それとも新聞にも全部配ったんですか。ジャーナリズムにも。

庶務課長 プレス発表という形でお知らせをいたしました。

宮坂委員 よろしいですか。ちょっと意見といいますか、感想というものを申し上げたいと思うんですが。

内容的には非常にまとまっておると思えます。非常にいいんですけど、言葉遣いで1つ「親学」という言葉がここに出てこないんですけど、かつて昔一度使われていた時期があったんですけど、「親学」という言葉がどうやら敬遠されてあまり出てこないということなんですけど、その理由

はなんですか。

それと12ページに「家庭教育の支援」という、支援という語句、支援の中には指導という意味合いも含まれているのかどうか。あまり支援だけが表に出てしまうと、親の側にすれば子どもを遅くまで預かってもらいたいとか、支援にしても何か補助金でも出るのかとか、そういうふうを受け取られると、やはり親はこうあるべきだということをですね、支援の中には指導という意味合いも含まれてこれは考えられているのかどうか。

その2点をちょっとお伺いしたんですが。

庶務課長 はい。これについては懇談会のメンバーの皆様の総意ということでいただいたわけでございますけれども、「親学」に関しては、その中でははっきりとそのあたりについての強調される話というのは、最終的なまとめの中では入ってこなかったというところがございます。強いであれば、12ページの「家庭教育の支援」という中のところになってくるかと思っておりますけれども、それはそれなりに文脈の中で家庭が教育の原点であるとか、その重要性というのは十分指摘をしておりますけれども、親が学ぶといった表現のところまでは出てきていないというのがございます。

それから支援に指導が含まれるかということでございますけれども、これは非常に難しい部分も、これは今後私どもが教育委員会としてこのことを議論していく中でも、どこまで家庭の問題に突っ込んでいいかというところは、非常に微妙な部分もあるのかなというふうには思っているところでございます。

委員長 ほかにどうですか。これは教育基本条例等ということで「等」、「等」にこだわってつけたのか、いろんなケースがあるからこういうふうに「等」というので諮問されたものかと思っておりますけど。それで4ページのところにもずっと比較表があって、どちらがベターなのかということとでいろいろ議論されたと思うんですけど、全体的な視野というか、この辺かなり重点的な話になったわけですか。内容と形式と両方あると思うんですけど。

庶務課長 この提言書の一番最後のところに検討経過を載せさせていただいております。全部で8回会議を開かせていただいているわけでございますけれども、その中でも形式については4回目、5回目とかなり時間を割いてご議論いただいているところがございます。

それからその前段においては現状の共通認識なり、それから何を重点に盛り込むかと議論いただいているわけでございますけれども、冒頭にこういう形が出ている。それからもともとの検討をお願いした中でも、条例にするのか、憲章にするのかというのは一番、その入り口の部分でございますので、その入り口の部分をしっかりご検討いただいたということの中で、そのウエートが重くなったのかなというふうには受けとめております。

委員長 それでこの条例形式でやっていくと、教育基本法というのは国としてあると。そうすると、言葉だけ、内容を別にして、それとの絡みというのは、普通他の条例ですと、かなりバッティングしているとか、しないとか、しちゃいけないとかいろいろあるんですけど、その辺の絡みが大きな問題になってくるんです。それで、そういう国の動きというのを見ながら、今後の条例というものを想定し、途中で変えられてきたのか。その辺はどうなっているのですか。

庶務課長 たまたまこれは教育基本法改正の時期と、この基本条例等の検討の時期が重なったというのがあるということの中で、同じようなことを杉並として検討されているんじゃないかという受けとめはあろうかと思えますけれども、今回のこの基本条例につきましては、「地域ぐるみで教育立区」を進めるためのよりどころとしての条例を定めるということで、教育基本法とは目的で、根っこの部分が違うところがあるというふうに考えております。ですから、これについては特に関連づけるということは私どもとしては考えてはおりません。

大蔵委員 これはさっきの質問とつながりますけれども、新聞に出たところによりますと、教育基本法を改正されたことに伴うような書き方であって、しかも先ほど言いましたように、この⑧の郷土愛みたいなものが非常に強調されて、この中では9項目でしたか、その中の1つですけれども、新聞に書いてある、読売新聞でしたか。それによると、この⑧の部分が非常に教育基本法との関連で強調されていたような感じでした。

庶務課長 3紙ほど載っております、特に東京新聞などがそのあたりはいろいろ比較した書き方しておりますけれども、私どもとしては、特にこの教育基本法と今回の基本条例については関連づけていないということは議会でもご答弁しておりますし、それが基本的な見解でございます。

大蔵委員 そういうことからしますと本当はプレスリリースとして、新聞社、放送局に配るだけではなくて、やはり会見をして解説をした方がよかったんじゃないですか。説明をした方が。どうですか。

庶務課長 重要な中身ですので、今後、このような同種のものがある際には、教訓にはしてまいりたいと思います。

委員長 スケジュールは先ほど出ましたけれども、場合によっては多少延びるかもしれないというんだけど、順調にいけば2月議会ぐらいですか、条例案の提出は。

庶務課長 私どもの方が公言させていただいている予定としては、これまで2月ということをお願いしてまいったという経過がございます。そういう中で、机上の計画としては2月というのは可能でございます。ただ、重たい中身でございますので、それにとられるのがよろしいかということとは十分ご議論いただきながら進める方が肝要かというふうに思っております。

宮坂委員 それから、これは大体条例の方が好ましいというような書き方していますけど、私も個人的に条例の方が好ましいと思うんですが、条例の場合は法的な拘束力を持つとこういうふう
に説明してありますが、この法的な拘束力というものはどういう、例えば、罰則規定みたいなもの
があつてというんでしょうか。

庶務課長 懇談会でもそのあたりは議論になったところでございますけれども、議会の議決を経
て決めるという中身でございますので、行政機関、立法機関、それぞれの了解を得るとい
う形になります。憲章ですとか、宣言という形ですと、これは立法機関と行政機関両方の了解
なり議決を取る場合もありますけども、一般的には行政機関だけでやることができるという
のがございます。そういうことに比べて双方の意思形成というものがありますので、それ
だけ拘束力があるということでございます。

宮坂委員 罰則規定までは考えてないわけですね。

庶務課長 この懇談会の提言をいただいている中で罰則ということはございません。

委員長 一般に言われる学校教育と社会教育といった場合、そのまた別の言い方をすれば生涯
教育とか、生涯学習とかという言葉、全体的にその辺がちょっと薄めですね。

庶務課長 社会教育という概念の部分が、従前に比べてちょっと変わってきている部分があ
らうかなというふうに思います。この中でも人を育てることを通じて自分も育っていくんだ
と。「共育」という言葉を使っておりますけれども、そこの部分の大人のところがある意味
では社会教育なのかもしれませんけれども、社会教育について直接触れるようなところ
はこの中ではないということかと思えます。

委員長 ただ、学校教育の充実と学校に焦点を当ててあるんだけど、生涯学習ということ
で、これからやはり学校へ上がる前、それから小・中・高と出た後とか、いろんな意味
で連携されたものでやはりライフステージというか、寿命も延びてきているし、いろ
んな意味で大事になってくると思うんです。だから特色を出すには、やはり年齢とい
うようなものも含めて考えていった方がいいのかなとも思うんです。そうするとどう
しても生涯学習というものが出てくるし、実際に今やられているからそんなに言うこ
とはないんだけど、今後の課題かなというふうに私自身は思うんです。

庶務課長 そもそもが「地域ぐるみで教育立区」を創っていくという、次代を担う子ども
たちを、やはり人間をどう育てていくかというのが、そもそものこの検討の前提にあ
ったのかなというふうに受けとめております。ですからどうしてもそこは、そういう次
代を担う人材をどう育てていくか。その場合はもちろん年齢層というのはあるわけ
でございますけれども、その場合にそういう、強いてあげれば育ち、育てられるとい
う中での育てることを通じて自分も育っていくという

部分が社会教育の分野とも重なるところなのかなというふうには受けとめております。

委員長 具体化していく際の今後の問題でもあるんですけどね。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 では報告事項ですので、お聞きしたことにいたします。以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

では、続きまして日程第2、「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。ご案内しましたとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年10月1日より委員長の職についておりまして、今月末で任期満了となります。本日新たに委員長を選任したいということになります。選任の方法でございますけど、「杉並区教育委員会会議規則」第6条によりまして、「単記無記名投票」と「指名推薦」の方法がございますが、いかがいたしましょうか。

大蔵委員 これからの1年間は、そんなに大きな不安のあることの予想はありませんので、それからすれば、もうこのままやっていくというのも1つの方法だろうと思います。私は前からは、交代したときには交代した方がいいという意見だったんですけども、今うまくいっているんならこのままの体制でいくということもあると思います。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、具体的にはこのままということで。

大蔵委員 丸田委員長でいきましょうというのが私の意見です。

委員長 そうですか。では今のままといたしますか、丸田を委員長としてそのまま継続してというご推薦がありました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 では異議がございませんでしょうので、私が引き続き委員長を務めさせていただきます。いろいろお世話になりましたけど、また引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、日程第3、「教育委員会委員長職務代理者の選任について」です。これも委員長と同じように今月末で任期満了となります。そこで本日新たに委員長職務代理者を選任したいと思います。選任方法は委員長の選任同様に「単記無記名投票」と「指名推薦」の方法がございます。いかがいたしましょうか。

大蔵委員 委員長の指名というのはなかったですか。職務代理者の指名。

委員長 庶務課長。

庶務課長 委員長がただいま申し上げたとおり、「指名推薦」か、あるいは「単記無記名投票」のいずれかでございます。これは職務代理者も同様でございます。

大藏委員 何か前のときはそうじゃなくて、委員長に決めてもらったような気がしましたけど。前回のとき、そうじゃありませんでしたか。

教育長 「指名推薦」をされる方が委員長であれば、委員長推薦という形になりますので。どなたか、もし委員の方で先ほどと同じように推薦していただいてもよろしかろうと思いますし、委員長の方から推薦されても、それはもう会議の構成メンバーですからよろしかろうと思います。

宮坂委員 委員長の推薦でよろしいんじゃないですか。

委員長 従来、職務代理者の方は交代でやっているんですが。

大藏委員 そうでもないんですよ。そうでもないんです。最初的时候に宮坂さんが職務代理者におなりになりまして、それで割合続けたんです。それで私もなりましたけど、そのとき割合早く、1年もやらなかったんです。それで安本さんに引き継いだんですけど。だから今までもいろいろだと思います。

それで私が名乗り出るのも変ですけども、このままの体制でいくのが私はいと思っています。

委員長 ほかの方はいいでしょうか。

安本委員 よろしいんじゃないでしょうか。

委員長 教育長も意見があれば。

教育長 丸田委員長に委員長を引き受けていただきましたので、職務代理者もこのまま継続でもう1年ということであれば、皆様よろしければ私は異存ございません。

委員長 では、大藏委員に引き続き委員長職務代理者をお願いしたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

大藏委員 職務代理者というのはあまり仕事がありませんで、委員長がどうしても体が空かないときに代わりに行くという程度ですが、何かお役に立つことがあれば今までも何回も出ておりますので務めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 これで予定されました日程、すべて終了いたしました。庶務課長、ほかにございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程ですが、10月10日が通常ですと定例会の日でございますが、議会等の日程が予定されておりますので、10月10日は休会とさせていただきたいと存じます。今回は、10月24日水曜日、午後2時からを予定しております。よろしく願いいたします。

委員長 ではご予定のほど、よろしく願いいたします。これをもちまして本日の会議を閉じま

す。どうもありがとうございました。